

鳥坂寺跡保存活用基本構想等策定委員会
委員募集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥坂寺跡保存活用基本構想等策定委員会の委員（以下「委員」という。）の募集について、必要な事項を定めることを目的とする。

(募集)

第2条 委員の募集は、公募若しくは個別依頼又はこれらの併用によって行う。

(公募委員数)

第3条 公募に係る委員数は、第1条の委員会の全委員数の半数以上とする。

(公募方法等)

第4条 委員の公募は、広報かしわら、柏原市の公式ホームページ等に掲載して行う。

2 委員になることを希望する者は、応募用紙(別記様式)に必要事項を記載し、柏原市役所又は柏原市教育委員会あて提出しなければならない。

3 公募期間は、平成23年4月1日から平成23年5月31日(必着)までとする。ただし、公募期間満了日現在において応募者数が予定人数に達しない場合、又は達しないと見込まれる場合は、公募期間を適宜延長することができる。

(応募資格)

第5条 委員の応募資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 平成23年4月1日現在、満20歳以上の者
- (2) 平成23年4月1日現在、柏原市内に在住、在学、在勤する者
- (3) 平日昼間に開催する委員会の会議に出席できる者

(応募制限等)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、委員に応募することができない。

- (1) 市長、市議員等、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者
- (2) 常勤の公務員及び公務員に準じる者

(公募委員の決定)

第 7 条 公募委員は、応募者全員の中から選考のうえ、決定する。

(公募委員以外の委員の募集等)

第 8 条 公募委員以外の委員の募集については、市長が選出のうえ、個別に依頼し、決定するものとする。

(庶 務)

第 9 条 委員募集の庶務は、教育委員会生涯学習部文化財課において処理する。

(その他の事項)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員の募集に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の委員が委嘱された日限り、その効力を失う。

別記様式

鳥坂寺跡保存活用基本構想等策定委員会

委員応募用紙

鳥坂寺跡保存活用基本構想等策定委員会委員に応募します。

住所 (電話)	(郵便番号)	電話
氏名	生年月日	年 月 日生
主な経歴	各種団体サークルなどの役員、ボランティアなど、文化財保護関係の活動歴があれば、お書きください。	
文化財の 保存と活 用につい ての意見	文化財の保存と活用について、思うところ感じているところを自由にお書きください。 (800字～1,000字程度)	